

十日町市駅西市有地処分要領

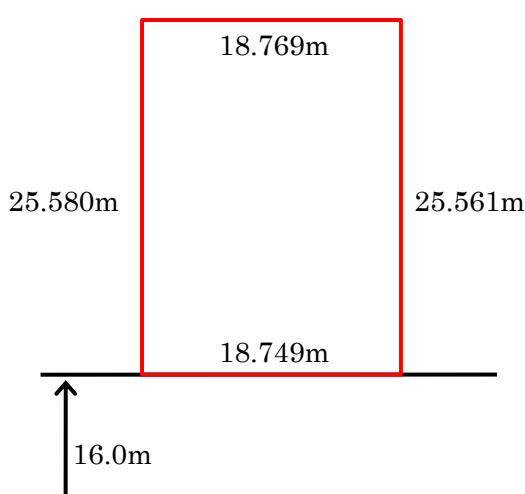
令和7年10月10日

新潟県 十日町市

(建設部 都市計画課 都市計画係)

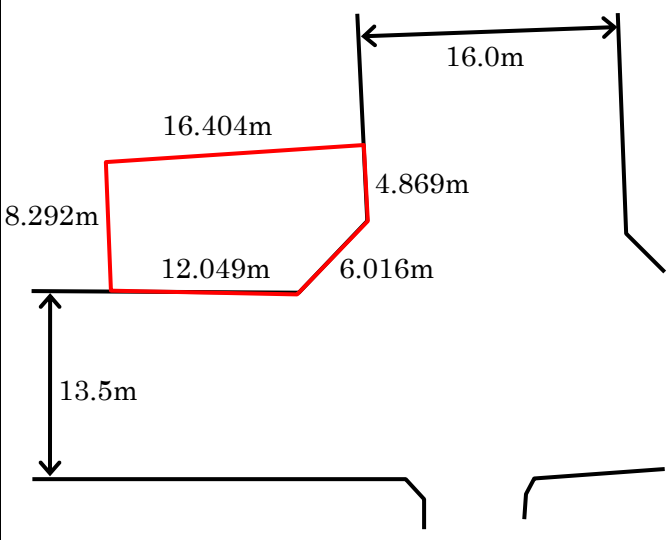
1 処分する市有地 ※ 現地を一度ご覧くださるようお願いいたします。

整理番号 1

町名・地番	地目	地 積 (坪 数)	処分価格
稲荷町三丁目 6 番 2	宅地	479.68 m ² (約 145 坪)	16,143,195 円
【補足説明】 ① 用途地域指定 第一種住居地域 ※建ぺい率 60%・容積率 200%。 ② その他 流雪溝は使用できます。 電柱、支線があります。 消火栓（看板含む）があります。 ※ 現状のまま引渡しを行います。			

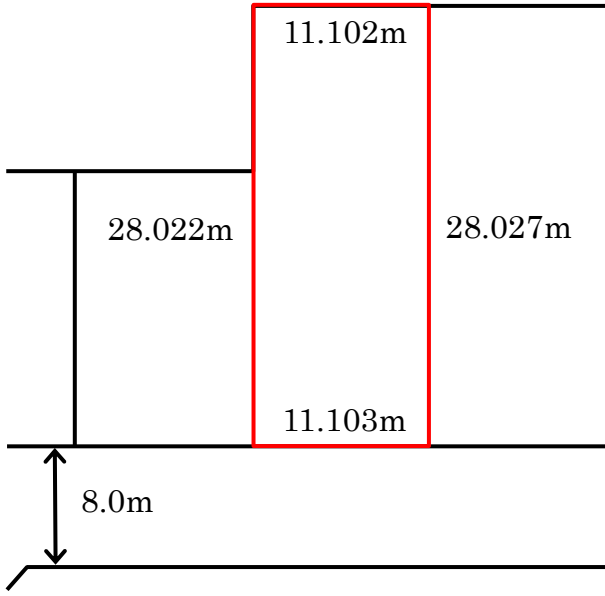


整理番号 2

町名・地番	地目	地 積 (坪 数)	処分価格
稲荷町三丁目 5 番 6	宅地	134.30 m ² (約 40 坪)	3,934,749 円
【補足説明】 ① 用途地域指定 第一種住居地域 ※建ぺい率 70%・容積率 200%。 ② その他 流雪溝は使用できます。 電柱、支線があります。 <u>※ 現状のまま引渡しを行います。</u>			

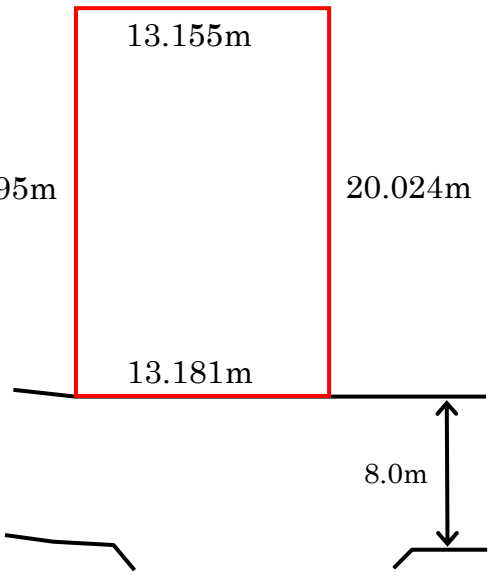


整理番号 5

町名・地番	地目	地 積 (坪 数)	処分価格
稲荷町三丁目南 3 番 1 7	宅地	311.26 m ² (約 94 坪)	10,215,864 円
【補足説明】 ① 用途地域指定 第一種住居地域 ※建ぺい率 60%・容積率 200%。 ② その他 流雪溝は使用できます。 <u>※ 現状のまま引渡しを行います。</u>			

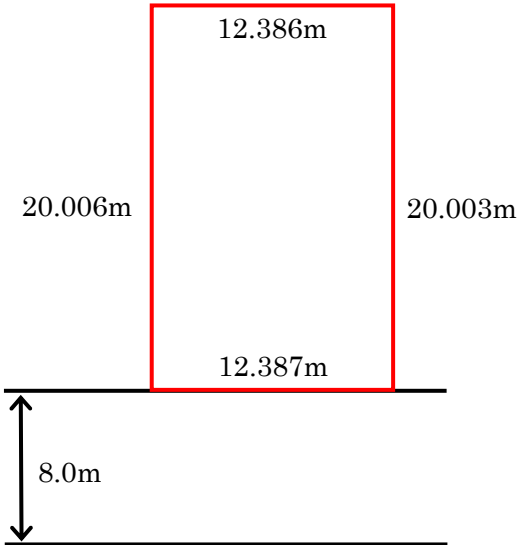


整理番号 10

町名・地番	地目	地 積 (坪 数)	処分価格
丸山町 5 番 1 5	宅地	263.65 m ² (約 79 坪)	9,087,690 円
【補足説明】 ① 用途地域指定 第一種住居地域 ※建ぺい率 60%・容積率 200%。 ② その他 流雪溝は使用できます。 電柱、支線があります。 <u>※ 現状のまま引渡しを行います。</u>			



整理番号 1 1

町名・地番	地目	地 積 (坪 数)	処分価格
丸山町 5 番 4	宅地	247.79 m ² (約 74 坪)	8,538,934 円
【補足説明】 ① 用途地域指定 第一種住居地域 ※建ぺい率 60%・容積率 200%。 ② その他 流雪溝は使用できます。 電柱があります。 ※ <u>現状のまま引渡しを行います。</u>			

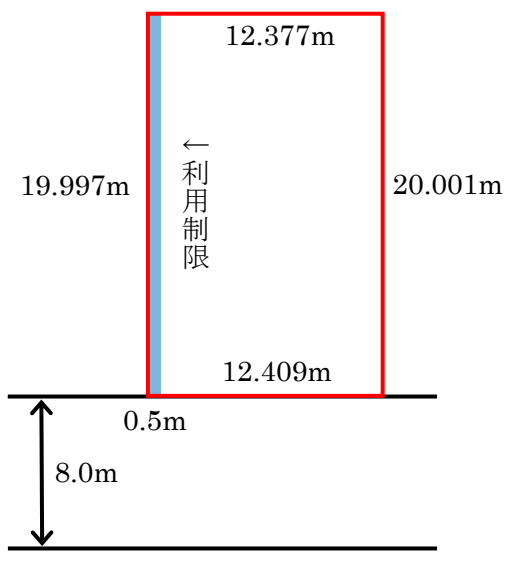


整理番号 1 3

町名・地番	地目	地 積 (坪 数)	処分価格
丸山町 5 番 6	宅地	247.42 m ² (約 74 坪)	8,560,732 円
【補足説明】 ① 用途地域指定 第一種住居地域 ※建ぺい率 60%・容積率 200%。 ② その他 流雪溝は使用できます。 <u>※ 現状のまま引渡しを行います。</u>			



整理番号 14

町名・地番	地目	地 積 (坪 数)	処分価格
丸山町 5 番 7	宅地	247.83 m ² (約 74 坪)	8,228,918 円
【補足説明】 ① 用途地域指定 第一種住居地域 ※建ぺい率 60%・容積率 200%。 ② その他 流雪溝は使用できます。 電柱、支線があります。 隣地擁壁の根入れを確保するため、 土地の一部について地盤を下げる ことができません。(20.0m×0.5m) ※ 現状のまま引渡しを行います。			



2 申込（契約）にあたって承知していただきたい事項

（１）買受人が複数の場合

複数人による共有で購入することもできます。

その場合、売買契約書にそれぞれの持分を明記します。

（２）税負担

①印紙税（国税）

売買契約を結ぶために必要な税です。売買契約締結の際に収入印紙でご用意いただきます。

②登録免許税（国税）

土地の所有権移転に必要となる税です。所有権移転登記の際に収入印紙でご用意いただきます。

③不動産取得税（県税）

土地の取得に対し課税されます。

④固定資産税・都市計画税（市税）

土地の引渡しの翌年から課税されます。

（３）境界

境界として杭またはプレートが設置されています。

（４）ライフライン

①水 道 … 水道の取出しは個人で市指定工事事業者に依頼してください。別途、水道加入金が必要となります。

②下水道 … 公共汚水桝の取出しは十日町市が行います。

③電 気 … 電気の引込みは東北電力㈱にお申込み下さい。

十日町市上下水道局 TEL 0 2 5 - 7 5 7 - 3 1 3 8

（５）道路除雪

市道除雪については市での対応となります。詳しくは、町内の代表者にお問い合わせください。

また、道路には流雪溝が整備されておりますが使用するには負担金が必要となります。なお冬季以外には、一部の流雪溝を農業用水路として使用いたします。

（６）町内加入

町内への加入については、近隣の町内会へ相談して下さい。

3 処分の方法等

(1) 売却方法

募集期間は令和7年10月14日（月）から11月4日（火）までとし、この期間の間に複数人から同一区画に購入申し込みがあったときは、抽選で購入者を決定します。11月5日（水）以降は、先着順で販売します。

(2) 購入申込の受付時間、場所及び方法

①申込の受付時間

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※ただし、土、日、祝祭日、年末年始を除きます。

②申込の受付場所

十日町市 建設部 都市計画課 都市計画係（市役所3階）

③申込に必要な書類

個人の場合

- | | |
|-----------|----|
| ・市有地購入申込書 | 1通 |
| ・住民票 | 1通 |

法人の場合

- | | |
|-----------|----|
| ・市有地購入申込書 | 1通 |
| ・商業登記簿謄本 | 1通 |

④申込の方法等

受付場所へ申込書と住民票等を直接ご持参ください。なお、その際には本人確認できるもの（運転免許証など）もあわせてご持参ください。

代理人が申込書を持参される場合には、代理人が代理人本人であるか確認いたします。

4 契約の締結等

- (1) 申出書の審査後、売却決定通知書を発行いたします。市が指定する期日（通知を受けた日から10日以内）までに売買契約書により契約を締結していただきます。
- (2) 売却決定通知書を受けた方が、指定の期日までに契約を締結しないときは、決定を取消します。

5 売買代金の支払方法

- (1) 売却決定通知書を受けた方は、契約締結後 1 週間以内に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません（この段階で全額を納付いただく事も可能です）。

この契約保証金は、売買代金の一部に充当します（利子につきません）。

- (2) 契約者は、売買代金から契約保証金を差引いた金額を、契約締結の日から 60 日以内に納付しなければなりません。

- (3) 契約保証金は、契約者が契約上の義務を履行しないときは、市に帰属します。

6 土地の登記

- (1) 登記申請

土地代金等の全額納入を確認した後に、所有権移転登記を十日町市が行います。市が登記申請を行うため、土地購入者へ登記手数料は請求いたしません。

- (2) 登録免許税

所有権移転登記の際に必要な登録免許税（収入印紙で納入）は土地購入者の負担です。土地代金の納入確認後に必要な収入印紙額をお知らせいたします。

お問い合わせ先

〒948-8501

新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市 建設部 都市計画課 都市計画係

電話025（757）9937（直通）